

資料1

地域公共交通計画の策定について

第1回 和光市地域公共交通会議
令和3年2月3日

地域公共交通計画

→「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスのすがた」を明らかにする「マスタープラン」
としての役割を果たすもの。（「地域公共交通計画等の運用と作成の手引き 国土交通省発行」より引用）

※全ての地方公共団体において、計画の策定や実施を努力義務とする。

根拠法令

地域公共交通活性化再生法（令和2年6月改正／11月施行）

特 徴

- ▽ 従来の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取り込みにより持続可能な旅客運送サービスの提供
- ▽ 定量的な目標（利用者数・収支等）の設定、毎年度の評価の仕組みの制度化
- ▽ 法定協議会※による個別協議、計画の策定

法定協議会※

- ・地域公共交通計画の作成・実施に関し、必要な協議を行うための組織
- ・協議会において決まった事項は、その結果を尊重し、実行する
→和光市地域公共交通会議

和光市における公共交通の位置づけ

第五次和光市総合振興計画 (計画期間:令和3年～令和12年)

基本戦略

基本計画④ 地域公共交通の充実

施策の目標

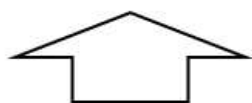
目標像2 安全かつ快適に移動できる

施策2-2

「利便性の高い地域公共交通網の形成」

→地域公共交通の利便性を高め、市民が快適に市内外へ移動できるようにします。

※第五次和光市総合振興計画より抜粋



地域公共交通計画の策定と計画的な実施により、
利便性の高い地域公共交通網の形成へ。

目標像2 安全かつ快適に移動できる

施策2-2 利便性の高い地域公共交通網の形成

【施策の目標】

地域公共交通の利便性を高め、市民が快適に市内外へ移動できるようにします。

【施策を取り巻く現状と課題】

- ・高齢者や障害者など、交通弱者といわれる方々の移動手段の確保が求められています。
- ・鉄道、バス、タクシーなどの民間交通事業者に対し、更なる安全性の確保や利便性の向上を働きかけていくことが求められています。
- ・市内循環バスを含めた総合的な交通対策を進める必要があります。
- ・鉄道、バス、タクシーだけでなく、次世代モビリティやMaaS(※)の取組も検討しながら、市内における都市基盤整備事業の進捗に合わせて、アクセスや立地の優位性を生かした都市間競争に対する方向性を打ち出す必要があります。

【課題解決に向けた取組内容】

	取組内容	概要
①	鉄道及びバス利用者の利便性の向上	・利用者の安全性の確保、利便性の向上を図るよう民間交通事業者に対して要望を行います。
②	地域公共交通会議を通じた総合的な交通体系の改善	・民間交通事業者とともに設置する地域公共交通会議を通じて、交通不便地域の環境改善を含めた総合的な交通体系の改善を図ります。
③	新しい移動技術の活用検討	・次世代モビリティやMaaSを含めた新しい移動技術の活用を検討します。 ・シェアサイクルなど、民間と連携した交通手段の充実を進めます。
④	外環上部丸山台地区の活用	・外環上部丸山台地区について、各種調査や周辺状況等を踏まえ、有効利用方策の検討を行います。

※MaaS: Mobility as a Service の略で「マース」と読む。出発地から目的地までの移動ニーズに対して最適な移動手段に関わる各手続きを一本化して提供する等、移動を単なる手段としてではなく、利用者にとっての一元的なサービスとして捉える概念。

公共交通に係る検討体制

